

# 令和6年第1回川西町 議会定例会会議録

令和6年3月1日 金曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一      副議長 伊藤 進

## 出席議員（12名）

2番 鈴木 孝之 君	3番 寒河江 寿樹 君
4番 遠藤 明子 君	5番 渡部 秀一 君
6番 寒河江 司 君	7番 吉村 徹 君
8番 鈴木 幸廣 君	9番 神村 建二 君
10番 橋本 欣一 君	11番 高橋 輝行 君
12番 伊藤 進 君	13番 井上 晃一 君

## 欠席議員（0名）

## 説明のため出席した者

町 長 原田 俊二 君	副町長 鈴木 清隆 君
教育 長 小林 英喜 君	総務課長 奥村 正隆 君
安全安心課長 前山 律雄 君	財政課長 坂野 成昭 君
まちづくり課 長 安部 博之 君	政策推進課長 鈴木 優徳 君
会計管理者・ 税務会計課長 有坂 強志 君	住民課長 近 祐子 君
福祉介護課長 原田 智和 君	健康主幹 岡崎 まき 君
産業振興課長 内谷 新悟 君	農地林務課長 ・農業委員会 事務局 長 佐藤 賢一 君
地域整備課長 大河原 孝如 君	教育文化課長 金子 征美 君
監査委員 嶋貫 榮次 君	財政主幹 石田 英之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大友 勝 治

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 査 中 山 恵

議 事 日 程 (第 1 号)

令和6年3月1日 金曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第25号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 5 議第15号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 6 議第16号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 7 議第18号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 8 議第19号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 9 議第20号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第21号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第22号 川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部

を改正する条例の制定について

日程第12 議第24号 川西町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案の委員会付託

- ・ 令和6年度施政方針の説明について

日程第14 議第14号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

日程第15 議第17号 川西町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議第23号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第17 議第3号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第7号）

日程第18 議第4号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第19 議第5号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議第6号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）

日程第21 議第7号 令和6年度川西町一般会計予算

日程第22 議第8号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計予算

日程第23 議第9号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計予算

日程第24 議第10号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計予算

日程第25 議第11号 令和6年度川西町水道事業会計予算

日程第26 議第12号 令和6年度川西町下水道事業会計予算

日程第27 議第13号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計予算

日程第28 請願の付託

請願第1号 川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての請願

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

---

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長並びに教育委員会教育長、農業委員会会長及び監査委員の出席を求めています。

---

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

令和6年2月2日、南陽市議会本会議場において置賜広域病院企業団議会定例会が開催され、議員、役職等に関する申合せ事項により議長の選挙が行われ、飯豊町議会選出の菅野富士雄議員が当選されました。

続いて、令和5年度病院事業会計補正予算(第2号)、令和6年度病院事業会計予算、置賜広域病院企業団特別職の職員の報酬の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか条例案件2件、権利の放棄について、置賜広域病院企業団監査委員の選任についての計7議案が上程され、それぞれ原案どおり可決されました。

2月15日、山形県自治会館において山形県町村議会議長会第75回定期総会が開催され、議事において報告事項3件の報告の後、令和6年度事業計画並びに収入支出予算、令和6年度会計分賦収入方法、地方創生とデジタル化のさらなる推進等をはじめとした12項目に取り組むことの決議の3議案が上程され、それぞれ可決されました。

同日、飯豊町において置賜地方町村議会議長会令和5年度定期総会が開催され、議事にお

いて報告事項2件の報告の後、令和6年度事業計画、令和6年度会計予算、令和6年度負担金分賦及び納付についての3議案が上程され、それぞれ可決されました。

2月22日、米沢市議会議場において置賜広域行政事務組合議会定例会が開催され、置賜広域行政事務組合監査委員の選任について、置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について、令和5年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第5号）、令和5年度消防特別会計補正予算（第4号）、令和6年度一般会計予算、令和6年度消防特別会計予算の計6議案が上程され、それぞれ原案のとおり可決されました。

2月29日、茂木 晶議員から提出された辞職願、地方自治法第126条の規定により、当日付でその辞職を本職が許可いたしました。

諸般の報告を終わります。

---

#### ◎表彰伝達及び町政報告

○議長 次に、自治功労者表彰及び町村議会広報全国コンクール表彰並びに山形県町村議会議長会広報コンクール表彰の報告及び伝達を行います。

2月15日に開催された山形県町村議会議長会定期総会において、全国町村議会議長会及び山形県町村議会議長会の表彰式が行われました。

全国町村議会議長会表彰では、本町議会議員から自治功労者特別表彰として、鈴木幸廣議員がその栄に浴されました。本職が表彰伝達を受けたところであります。

また、第38回町村議会広報全国コンクールにおいて、かわにし議会だよりが優良賞に選定されました。

次に、第29回山形県町村議会広報コンクールにおいて入選に選定されました。

以上、ご報告申し上げます。

ついては、これより表彰の伝達を行います。

初めに、全国町村議会議長会表彰の伝達を行います。

栄えある表彰を受けられました鈴木幸廣議員は、議場中央にお進みください。

表彰状、山形県川西町前議長、鈴木幸廣殿。

あなたは町村議会議員として議会の運営及び地域の振興発展に貢献された功績は特に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

令和6年2月8日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹。

代読。(拍手)

続いて、第38回町村議会広報全国コンクール表彰及び第29回山形県町村議会広報コンクール表彰の伝達を行います。

栄えある表彰を受けられました広聴広報常任委員会の橋本欣一委員長は、議場中央にお進みください。

表彰状、優良賞、山形県川西町議会殿。

貴議会広報紙は第38回町村議会広報全国コンクールにおいて頭書の成績を収められました。

よって、ここにこれを表彰します。

令和6年2月8日、全国町村議会議長会会長、渡部孝樹。

代読。(拍手)

賞状、入選、川西町議会殿。

貴議会広報紙第153号は第29回山形県町村議会広報コンクールにおいて頭書の成績を収められました。

よって、その創意と努力をたたえ、記念品を贈り、これを賞します。

令和6年2月15日、山形県町村議会議長会会長、丹野貞子。

代読。(拍手)

受賞されました鈴木幸廣議員並びに広聴広報常任委員会におかれましては、誠におめでとうございます。今後一層のご活躍をお祈り申し上げます。

町長の町政報告を行います。

町長原田俊二君。

(町長 原田俊二君 登壇)

○町長 ただいまは栄えある表彰を授与されました鈴木幸廣議員、さらには議会だよりの広報広聴委員会の皆様、誠におめでとうございます。心よりお喜びを申し上げます。

さて、私から町政の報告をさせていただきます。

昨年12月5日から15日まで、第4回川西町議会定例会が開催されました。

1月7日、庁舎前駐車場におきまして、令和6年消防出初め式を開催いたしました。

1月22日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

1月31日、第2回川西町総合教育会議を開催いたしました。会議では、小松小学校及び玉庭小学校による開校準備委員会の検討結果の報告及び川西中学校長寿命化事業の改修概要の確認並びに令和6年度策定予定の次期川西町教育等の振興に関する大綱について意見交換を

行いました。

2月1日、川西町議会臨時会が開催されました。

2月8日、第3回川西町介護保険運営協議会を開催いたしました。会議では、介護保険料の改定を含む第9期川西町介護保険事業計画の策定案について説明を申し上げ、各委員からご意見をいただきました。

2月19日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

2月21日、第2回川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。会議では、令和5年度の事業実施状況を報告するとともに、令和6年度の事業計画案及び予算案並びに保険事業の次期計画、第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画案について説明を申し上げ、国民健康保険事業の安定的な運営と被保険者の健康増進等について意見交換を実施させていただきました。

続きまして、入札執行状況についてご報告を申し上げます。

日時、11月29日、工事名、準用河川山口沢川管理道路整備工事、落札金額、3,564万円、落札者、有限会社米野建設代表取締役米野 透ほか、記載の3件を入札執行させていただきましたので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、町政の報告とさせていただきます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

4番遠藤明子さん、5番渡部秀一君、ご両名にお願いいたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、お手元に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日3月1日より3月19日までの19日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は19日間と決定いたしました。

---

◎議第25号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長 日程第3、議第25号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第25号 川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、固定資産評価審査委員会委員の渡部秀子氏が令和6年3月31日をもって任期満了となるため、提案するものであります。

それでは、ご提案申し上げます。

川西町固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を川西町固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

記

住 所 川西町大字中小松3248番地

氏 名 渡 部 秀 子

生年月日 昭和27年9月5日

本日付でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、これを議題といたします。



提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、人権擁護委員について法務大臣より推薦の依頼があったので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

それでは、ご提案申し上げます。

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

#### 記

住 所 川西町大字上小松2597番地

氏 名 川 崎 輝 美

生年月日 昭和37年1月10日

本日付でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第2章第8項及び第6章第14項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案について、原案による者を適任と認めることの見解とすることに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は原案による者を適任と認めることの見解とすることに決定いたしました。

---

◎議第15号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

◎議第16号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第18号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第19号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第20号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第21号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第22号 川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第24号 川西町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 日程第5、議第15号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についてから日程第12、議第24号 川西町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの8議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第15号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして、健康子育て課、岡崎健康主幹から説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 岡崎健康主幹。

○健康主幹 命によりまして、私から、議第15号 川西町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び川西町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定につきまして、概要にてご説明申し上げます。

1、改正の趣旨でございますが、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第76号）などの施行に伴い、関係条例を改正するものでございます。

2、改正の内容につきましては、（1）施設の設備、運営に関する基準について、「厚生労働大臣」から「内閣総理大臣」に事務移管したことに伴う改正及び引用法律の項ずれによるものでございます。

3、施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第16号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、人事院規則の一部改正に準じて、職員の夏季休暇取得を促進するため、提案するものであります。

内容につきまして奥村総務課長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 それでは、私から、議第16号 川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明を申し上げます。

川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

川西町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

内容については、別表中の中でございますが、「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改正するものでございます。

この内容については、町長から提案申し上げましたが、職員の夏季休暇でございますが、

この期間を改めるものでございます。

附則でございますが、この条例については、令和6年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第18号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案を申し上げます。

提案理由につきましては、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして原田福祉介護課長から説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、命によりまして、議第18号 川西町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたことございまして、本日付、町長名でございます。

この条例の概要につきましては、別資料にてご説明を申し上げます。

議第18号資料をご覧いただきたいと思います。

#### 1、改正の趣旨。

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

#### 2、改正の内容。

(1) 居宅介護支援事業所が市町村から介護予防支援の指定を直接受ける際の基準を定めるもの。

(2) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者における管理者について兼務基準を定めるもの。

(3) 事業者の運営規定の概要、勤務体制等、重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づ

けるもの。

(4) 身体的拘束等を利用者本人またはその他利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合以外原則禁止とし、行った場合には記録の作成、保存を義務づけるもの。

(5) 担当職員は、利用者宅でのモニタリングについて、テレビ電話装置等を活用しオンラインでの実施を認めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行でございます。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 議第19号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由であります。指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして原田福祉介護課長から説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 それでは、命によりまして、議第19号 川西町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げたいと思います。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。本日付、町長名でございます。

この条例の概要につきましては、別資料にてご説明を申し上げます。

議第19号資料をご覧くださいと思います。

1、改正の趣旨。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容。

(1) 指定地域密着型サービス事業者の管理者が他事業所等の業務を兼任する場合の同一敷地内事業所要件を撤廃するものでございます。

(2) 身体的拘束等を利用者本人またはほかの利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合以外原則禁止とし、行った場合には記録の作成、保存を義務づけるもので

ございます。

(3) 事業者の運営規定の概要、勤務体制等、重要事項のウェブサイトの掲載を義務づけるものでございます。

(4) サービス提供記録の保管を義務づける年限を「5年間」から「2年間」に変更するものでございます。

(5) 宿泊系・居住系サービス事業者に対し、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期開催、従業者への内容の周知徹底を義務づけるものでございます。

(6) 居住系サービス事業者の定める協力医療機関の要件を強化し、医師等による相談対応体制、診療体制の常時確保、協力医療機関の町への届出、新興感染症発生時の対応等の取決め等を義務化するものでございます。

(7) 宿泊系・居住系サービス事業者に対し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を設置し、定期開催、従業者への内容の周知徹底を義務化するものでございます。

3の施行期日等につきましては、(1) 令和6年4月1日から施行する。(2) 改正の内容(3)については、令和7年3月31日までの掲載とする。(3) 改正の内容5については、令和7年3月31日までの間は努力義務とする。(4) 改正の内容中6及び7については、令和9年3月31日までの間は努力義務とするというものでございます。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 議第20号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご提案を申し上げます。

提案理由につきましては、指定密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして原田福祉介護課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第20号 川西町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果

的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。本日付、町長名でございます。

この条例の概要につきましては、別資料にてご説明を申し上げます。

議第20号の資料をご覧くださいと思います。

改正の趣旨。

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

## 2、改正の内容。

(1) 指定介護予防地域密着型サービス事業の管理者が他事業所等の業務を兼任する場合の同一敷地内事業所要件を撤廃するものでございます。

(2) 身体的拘束等を利用者本人またはほかの利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合以外は原則禁止とし、行った場合には記録の作成、保存を義務づけるものでございます。

(3) 事業者の運営規定の概要、勤務体制等、重要事項のウェブサイトへの掲載を義務づけるものでございます。

(4) サービス提供記録の保管を義務づける年限を「5年間」から「2年間」に変更を行うものでございます。

(5) 宿泊系・居住系サービス事業者に対し、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期開催、従業者への内容の周知徹底を義務化するものでございます。

(6) 居住系サービス事業者の定める協力医療機関の要件を強化し、医師等による相談対応体制、診療体制の常時確保、協力医療機関の町への届出、新興感染症発生時の対応等の取決め等を義務化するものでございます。

(7) 宿泊系・居住系サービス事業者に対し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を設置し、定期開催、従業者への内容の周知徹底を義務化するものでございます。

3の施行期日等につきましては、(1) 令和6年4月1日から施行する。(2) 改正の内容中(3)については、令和7年3月31日までの掲載とする。(3) 改正の内容中(5)に

については、令和7年3月31日までの間は努力義務とする。(4)改正の内容中(6)及び7については、令和9年3月31日までの間は努力義務とするというものでございます。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 議第21号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして原田福祉介護課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第21号 川西町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。本日付、町長名でございます。

この条例の概要につきましては、別資料にてご説明を申し上げます。

議第21号資料をご覧いただきたいと思ひます。

#### 1、改正の趣旨。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容。

(1) 指定居宅介護支援事業者の管理者が他事業所等の業務を兼任する場合の同一敷地内事業所要件を撤廃するものでございます。

(2) 指定居宅介護支援事業者に対し、前6か月に作成したケアプランにおけるサービス割合等について利用者に説明し、理解を得るように努めるものでございます。

(3) 指定居宅介護支援の提供に当たり、身体的拘束等を利用者本人またはほかの利用者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合以外原則禁止とし、行った場合には記録の作成、保存を義務づけるものでございます。

(4) 担当職員は、利用者宅でのモニタリングについて、テレビ電話装置等を活用しオン



ラインでの実施を認めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行するということでございます。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 議第22号 川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして原田福祉介護課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第22号 川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。本日付、町長名でございます。

この条例の概要につきましては、別資料にてご説明を申し上げます。

議第22号資料をご覧いただきたいと思います。

改正の趣旨。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正に伴い、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る合理的配慮の提供が令和6年4月1日から義務づけされることから、本条例の改正をするものでございます。

2、改正の内容。

(1) 合理的配慮の定義を規定するもの。

(2) 町及び事業者における障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮の提供を加えるもの。

3の施行期日につきましては、令和6年4月1日から施行するということでございます。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第24号 川西町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布による水道法等の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容につきまして大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私より、議第24号 川西町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、概要によりご説明申し上げます。

議第24号資料でございます。

1、改正の趣旨でございますが、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布による水道法等の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますが、水道技術管理者の資格基準について、「厚生労働大臣」から「国土交通大臣及び環境大臣」に事務移管することに伴う改正でございます。

3の施行期日でございますが、令和6年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑でなく、総合的な質疑となるようご留意願います。

(な し)

○議長 別に質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

---

#### ◎議案の委員会付託

○議長 日程第13、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定に基づき、日程第5、議第15号から日程第12、議第24号までの8議案を内容審査のため、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会に付託いたしたいと思

いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、総務文教常任委員会並びに産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時15分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

---

◎令和6年度施政方針の説明について

○議長 令和6年度施政方針の説明について、町長より説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 令和6年度施政方針を申し上げます。

「夢と愛を未来につなぐまち」を目指して。

初めに、令和6年第1回川西町議会定例会が開催されるに当たり、令和6年度町政運営に対する基本的な考え方と施策の大要を申し上げますので、議員各位並びに町民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年1月1日午後4時10分頃、能登半島を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生、最大震度7を記録しました。建物の倒壊、火災、土砂災害、津波被害と甚大な災害が発生しました。被害の一番大きかった石川県では、地震による死者241人、重軽傷者1,185人、安否不明者9人、避難者1万2,916人、さらに、広域避難所へ873人、1.5次避難所へ150人、旅館やホテルなど2次避難所5,275人、住宅被害が6万9,910棟に及んでいます。このほか、発災から1か月が過ぎても約2万7,000戸で断水が続き、1,200戸が停電しています。この大災害で亡くなられた皆様にご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

今回は、直下型地震が多発し、揺れが複合的に大きくなり、建物の倒壊や土砂災害などで一瞬にして多数の被害が発生しました。そして、半島という地理的な条件から道路網が寸断され、孤立集落が多発、過疎化や高齢化率が50%と高いため、社会的弱者も多く、人命救助

が最優先されました。国は激甚災害に指定、全力を挙げて支援に努めていますので、一日も早い復旧復興が果たされることを祈るばかりであります。

さて、昨年を振り返ると、令和元年12月から始まったパンデミック、新型コロナウイルス感染症が5月から感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げられ、感染予防に注意しながら、かわにし夏まつりをはじめ様々なイベントや事業が開催され、通常ベースに戻りつつあります。しかし、この4年間で生活様式の変化が進んだこともあり、地域経済は、飲食業などサービス業において今も影響が続いています。

国は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、ロシアによるウクライナ侵攻に端を発した世界的な物資の供給不足により原油、資源等が急騰し、国内であらゆる商品の値上がりが続く、国民生活に深刻な影響が広がったため、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を増額し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者支援を実施してきました。

また、官民挙げて賃上げによる所得向上に取り組まれましたが、円安が一段と進行し、物資を輸入に依存しているため、物価値上がりが続いています。円安の進行、株価の上昇やインバウンドの拡大など、日本経済の好循環を国内全体に波及させていくことが求められています。

本町が長年要望してきた国道113号梨郷道路、国道287号米沢長井道路川西バイパス第1期工事が完了し、いよいよ供用が開始されます。本町と米沢市のアクセスを改善する虚空蔵山西線の完成と合わせ、置賜地域30分圏構想が大きく前進することとなります。道路整備を契機に、地域経済の活性化や地域振興につなげていくことが重要であります。

本町の最大の強みである公立置賜総合病院を核とするメディカルタウン整備構想が着実に進展してきました。医療施設、商業施設、宅地分譲の取組が順調に進んでおり、梨郷道路の供用を踏まえ、住宅地等の拡大が期待されています。

令和4年8月豪雨災害の復旧に全力を挙げてまいりました。道路、水道、河川、林道、農地、家屋、農機具、事業所等の復旧は、ほぼ終了しました。一方、大規模な災害が発生した鏡沼等内山沢整備、大沢ため池等は、県と連携し、継続して取り組んでまいります。

昨年夏は異常な猛暑が続く、一方、今冬は暖冬小雪と、確実に気候変動が進行していることを実感しています。このような状況を踏まえ、今後とも防災対策の強化を図ることが急務であります。国・県・沿線市町が連携する最上川上流（置賜地域）緊急治水対策プロジェクトによる河道掘削、支障木撤去などにより、最上川並びに県管理河川の流下能力の向上を図

られております。

一昨年2月に開始されたロシアのウクライナ侵攻は、3年目を迎えてもなお終息が見えません。また、昨年10月勃発したイスラエルのパレスチナガザ地区への軍事侵攻は多くの犠牲者を生み出し、今も命の危機にさらされている人たちが多数おります。さらに、ロシアや中国の覇権主義的行動など、国際社会は緊張に包まれています。そして、今秋の米国の大統領選挙の行方など、世界の政治、経済状況の先行きは不透明ですが、町民生活の安定を最優先に、様々な状況に適切に対応することが求められております。

#### 1、令和6年度町政の運営方針。

令和6年度は、円安や金利変動など国内外の経済状況を踏まえながら、ベースアップや働き方改革を見据え、景気回復が日本全体に波及することを期待しております。また、国の総合経済対策に基づく定額減税や物価高騰対策等に対応し、生活者や事業者への支援に取り組み、誰一人取り残されることのない社会の実現を目指してまいります。

本町の最大の課題である人口減少、高齢化を見据え、4年目を迎えるかわにし未来ビジョン後期基本計画を推進し、本町の持続的発展を目指してまいります。引き続きメディカルタウン整備推進、地域経済活性化、移住・定住・交流促進、男女共同参画、町民総活躍、安心して暮らせるまちづくりの各プロジェクトに掲げる施策を推進してまいります。

地域振興拠点施設については、名称を「川西まちなかテラス」と命名し、小松地区の地域づくりや多様な交流を通じたにぎわいの創出を図る中心市街地の拠点として、令和7年度の完成、8年度の本格稼働を目指し、整備を進めてまいります。あわせて、まちづくりのランドデザインである中心市街地まちづくり計画に掲げる各施策を推進し、将来にわたって安心して住み続けられる町を目指してまいります。

令和4年8月豪雨災害の復旧工事については、引き続き県と連携し、継続してまいります。記録的な豪雨災害を教訓に、さらに災害に備えた対策を検討するとともに、防災情報の伝達、災害弱者の避難計画など、ハード、ソフト両面から防災対策の強化を図ってまいります。

本町の公共施設は、整備から長期間が過ぎ、老朽化が進んでおります。これら公共施設は、公共施設等総合管理計画に基づき、川西中学校長寿命化、フレンドリープラザ屋根修繕、道路、橋梁等の長寿命化等老朽化対策に取り組んでまいります。また、各個別施設計画において維持修繕を図るとともに、施設の廃止、統合や管理手法等について検討を進めてまいります。

令和6年度の各事業は、これまで内部、外部の事業評価の議論を踏まえ、実施計画等策定

の中でも十分協議を重ね、将来的な財政見通しに立ちながら編成しました。

持続的なまちづくりを推進するためには、安定した財政運営が求められています。適正な町税等の収納や積極的な国・県の補助金の確保、ふるさと納税の拡大など歳入確保に努めてまいります。あわせて、事業の精査や事務事業の改善等、歳出改革に取り組み、最小の経費で最大の成果を生み出し、歳入歳出の均衡を図る財政規律を堅持してまいります。

情報化社会の発展は著しく、国のDX推進に基づき、住民サービスの向上、職員の働き方改革など、役場内のDX化と町民や事業者などの地域のDX化に取り組んでまいります。職員一人一人の意識改革やリスクリングによる能力開発等による業務改善を一層進め、長時間労働の根絶やワークライフバランスを推進しながら、オール川西町役場で事業を推進してまいります。

## 2、令和6年度予算編成方針と概要。

令和6年度の国の地方財政計画は、社会保障関係経費の伸びや物価高騰等による歳出の増加が見込まれる中、地方が引き続きデジタル変革への対応やグリーン化への推進、地方への人の流れの強化等による活力ある地域づくりの推進、防災・減災、国土強靱化をはじめとする安全・安心な暮らしの実現、人への投資等に取り組みつつ、定額減税による減収の補填、子ども・子育て施策の強化、物価高騰への対応など、地方が安定的な行政サービスを提供できるよう、令和5年度地方財政計画の水準を上回る一般財源総額を確保することとされております。

本町の財政状況は、人件費や公債費、扶助費等の義務的経費は依然として高水準にあります。一方、最大財源である地方交付税は、社会保障関係費の伸びや地域社会のデジタル化の推進などで膨らむ自治体の財政需要に対応し、全国規模総額1.7%増額となる見込みではありますが、令和2年度国勢調査人口の減少により、大きな伸びは期待できないものと考えております。また、各種基金残高が乏しく、厳しい財政状況にあります。このため、中長期的な財政見通しの下、行財政改革に取り組みながら、町財政の健全な運営が求められていると認識しております。

令和6年度の予算編成に当たっては、このような状況を踏まえながらも、リーディングプロジェクトをはじめ、かわにし未来ビジョンやまち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げたプロジェクトの着実な推進、町の政策的な課題や重要事業、災害対応事業などを最大限盛り込むよう努力いたしました。この結果、一般会計の歳入歳出総額は118億8,000万円で、前年度に比べ4.6%の増となる予算規模となりました。

なお、特別会計及び公営企業会計を含めた総予算額は177億6,250万円で、前年度比6.8%の増となりました。

### 3、分野別の重点施策。

予算案に計上した主要な施策について、かわにし未来ビジョンの分野別目標ごとに申し上げます。

「集まる」まちをつくる。

住む人が自分たちの地域に誇りを持ち、訪れる人が本町の魅力に憧れを抱く、人と魅力が「集まる」まちを目指してまいります。

未来を担う人づくりでは、まちづくりの担い手育成が急務であります。まちづくりの実践を担う地域や団体等においては、地区交流センターを含めて世代交代が進みつつありますが、引き続き意欲的な人材を発掘、育成してまいります。あわせて、地域おこし協力隊制度を十分活用し、地域課題への対応のみならず、事業承継や、隊員が本町に定住、定着を選択できるよう支援してまいります。

移住定住支援は、対面相談を重視し、相談者に寄り添った伴走支援と空き家バンク制度を円滑に推進するとともに、やまがた里の暮らし推進機構と連携して、若者や子育て世代、シニア層へのSNS等を通じた情報発信を強化してまいります。また、県と連携した移住支援策を取り入れて、さらに移住定住を推進してまいります。

人をつなげる交流の促進は、全国川西会議等の自治体間交流や、本町出身の本間喜一氏が開校に尽力された愛知大学との交流をさらに幅広く深めてまいります。

全国川西会議については、災害時の相互支援や顔の見える交流を継続していくとともに、職員交流事業を実施してまいります。また、置賜農業高等学校と愛知大学との連携を支援するなど、学校の魅力向上の視点も併せ持ちながら取り組んでまいります。さらに、関係人口拡大に向けて、引き続き町の魅力や暮らしを体験する催事やツアー等、多彩な交流事業を通し、川西ファンを獲得してまいります。

ふるさと納税については、返礼品及び取扱事業者の適正な拡大による魅力向上を図るとともに、新たなポータルサイトの追加や、都市部への積極的なPRにより、本町の認知度向上と寄附額の増額を目指し、関係人口の拡大と地域経済の活性化につなげてまいります。また、企業版ふるさと納税についても、積極的、効果的な情報発信に努めてまいります。

心を豊かにする学びの促進については、第3次生涯学習推進計画の基本理念に基づき、ライフステージや目的に応じた多様な学習機会の提供と、自発的な学びに対する支援を行って

まいります。

本年度、開設30周年を迎えるフレンドリープラザにおいては、子供から高齢者までの幅広い年代層を対象に芸術文化の情報発信に努め、鑑賞機会の提供や参加しやすい環境づくりを推進するとともに、町立図書館と遅筆堂文庫を主体にした読書推進活動など、人をつなぎ、心を豊かにする文化振興の先導役を果たしてまいります。

あわせて、本町の誇りである井上ひさし氏の業績を顕彰する「吉里吉里忌2024」を開催するとともに、神奈川県鎌倉市で数多くの井上作品が生み出された書齋を遅筆堂文庫内に再現して展示、公開し、井上ファン及び川西ファンの拡大につながるよう、発信力の強化を図ってまいります。

また、心身ともに健やかで豊かな生活を送るため、スポーツの果たす役割は大変大きいものがあります。生涯スポーツの普及と支援に努め、障害の有無にかかわらず、町民が「誰でも」「いつでも」「いつまでも」気軽にスポーツに親しむことができる機会と環境の整備を図ってまいります。

なお、5年度、町民総合体育館を耐震化改修したことにより、安心・安全な環境で活用いただけるものと考えております。

心と体の健康づくりの推進については、健康増進計画（第2次）と食育推進計画（第2次）及び第3期国民健康保険事業実施計画データヘルス計画に基づく施策の推進と、令和7年度からの計画期間となる健康増進計画（第3次）の策定を進めてまいります。

その中でも、肥満、糖尿病、高血圧に関する健康課題に対し、地域と連携し、運動、減塩、かかりつけ歯科医を推進し、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士などの多職種と連携し、重症化予防に一体的に取り組み、町民の健康寿命延伸を目指してまいります。

子ども施策としては、児童福祉法に基づいて、従来の母子包括支援センターと……。

○町長 町長、一時ちょっと中断お願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時56分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時57分)

---

○町長 8ページの頭から入らせていただきます。



計画の策定を進めてまいります。その中でも、肥満、糖尿病、高血圧に関する健康課題に対し、地域と連携し、運動、減塩、かかりつけ歯科医を推進し、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士などの多職種と連携し、重症化予防に一体的に取り組み、町民の健康寿命延伸を目指してまいります。

子ども施策としては、児童福祉法に基づいて、従来の母子包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的総合支援を担うこども家庭センターを設置いたします。そして、令和5年12月に閣議決定されたこども大綱を勘案しつつ、第2期川西町子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進と、令和7年度からの計画期間となる第3期計画の策定を進めてまいります。

また、本町独自の保育料負担軽減施策である全階層の第2子以降の保育料無償化と、新たな施策として、多子カウントの拡大に取り組んでまいります。

さらに、放課後児童クラブの運営支援や子育て支援センター等の運営充実を図り、子育て世代が安心して子育てできる環境整備と、高校3年生相当までの医療費無償化に、児童手当やひとり親家庭の親への手当支給などの支援を継続して実施してまいります。

地域、家庭、学校が連携した教育の推進については、地域に開かれた学校運営、地域とともにある学校づくりを進めるため、全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、地域学校協働本部とも連携しながら、子供たちの社会力、地域の教育力の向上及び郷土愛の醸成を図ってまいります。

幼児・児童・生徒の学ぶ力の育成については、ICT等を活用した授業を進め、児童・生徒の学ぶ意欲を高め、確かな学力が身につく指導を展開し、学力の向上を図ってまいります。

小学校での英語の教科化に伴い、ALTを引き続き複数配置するとともに、中学3年生及び中学1年生に対し、英語検定3級並びに5級以上の検定料の補助を継続し、児童・生徒の英語学力向上を図ってまいります。

また、中学校部活動については、町部活動指導地域移行協議会において地域移行に向けて様々な協議を行い、取組を進めてまいります。

健やかに育む教育環境の充実については、小松小学校区と玉庭小学校区を再編し、4月から小松小学校で授業を開始いたします。

また、築40年を経過し、老朽化している川西中学校については、今後も安全に継続して授業ができるよう、令和6年、7年度の2年間にわたり、長寿命化対策を図る修繕事業に取り組んでまいります。

地域医療の充実については、公立置賜総合病院が平成12年に開業して以来、高度医療及び急性期医療を提供する地域の中核医療施設として充実、発展してきました。また、公立置賜川西診療所は、サテライト医療施設として、総合病院と連携した一次医療を提供しておりますが、施設の老朽化への対応を速やかに進め、町民が安心できる医療体制の充実に努めてまいります。

高齢者福祉の推進については、第10次川西町高齢者保健福祉計画、第9期川西町介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの深化、推進を目指し、介護予防の充実、地域で支え合う居場所の創出、切れ目のない医療と介護の提供、日常生活の支援に取り組んでまいります。

障害者福祉の推進については、第3期川西町障がい者計画に基づき、差別の解消、障壁の排除、共生社会の実現を掲げ、障害福祉サービスの提供、相談支援及び地域生活支援事業に取り組んでまいります。

川西ブランドの構築と活用については、「こまつ市」や「かわにし産業フェア」「かわにし森のマルシェ」による各種イベント、「山形かわにしの暮らし展」の開催など、県内外での販売PRイベントを通し、町内製品の販売促進と本町との関係人口拡大につなげてまいります。

町の花ダリアについては、JA全農山形や置賜農業高等学校と連携を図りながら、川西ダリア園のオリジナル品種のブランド化を推進するとともに、定期的な栽培講習会やダリア園へのマイガーデンコーナー設置を通して、魅力向上と普及拡大を図ってまいります。

「楽しい」まちをつくる。

人と人との関係が豊かで安心して生活できるコミュニティが形成され、快適な生活を送ることができる環境づくりを進めることで、「楽しい」地域、「楽しい」生活のあるまちを目指してまいります。

地域を支える自立したコミュニティづくりについては、かわにし未来ビジョンのまちづくりのテーマに掲げる「協働そして共創へ」の具現化に向け、自主自立の地域づくりを推進する体制、支援を継続してまいります。

多様な住宅環境の整備については、県の制度と協調しながら、新築、住宅リフォーム及び耐震診断、耐震補強工事に対する支援を継続するとともに、定住住宅支援制度により、町内への定住、移住を支援してまいります。

総合的な雪対策の充実については、道路除雪計画に基づき、冬期間の安全・安心な生活及

び道路交通の確保を図るとともに、高齢者世帯等への雪下ろしの支援など、雪国の暮らしを支えてまいります。

住みやすい環境づくりの推進については、第4次川西町環境基本計画に基づき、本町が目指す環境の将来像を実現するため、町民、事業者、行政が互いに連携、協力を図りながら、豊かな自然環境の保全と生活環境の向上のため、ごみの減量、資源化の取組を進めてまいります。

あわせて、川西町地球温暖化対策実行計画に基づき、2050年までにカーボンニュートラル社会を実現するため、産公学民が連携し、一人一人が自分ごととして環境への理解を深め、具体的な対策を実践できるよう、学びの場の創出など、意識向上に対する働きかけを行うとともに、再生可能エネルギー導入の取組を進めてまいります。

暮らしを支えるインフラの維持については、水道事業経営計画に基づき、費用の軽減対策や未収金対策等を進め、経営の安定化を図るとともに、国の交付金事業を活用し、老朽管の計画的な更新を進めてまいります。

生活排水対策については、引き続き合併処理浄化槽設置を推進するとともに、令和6年度より地方公営企業法の全部適用となる下水道事業及び農業集落排水事業の安定した経営に努め、引き続き加入促進を図り、公共用水域の水質保全と生活環境の向上を図ってまいります。

中心市街地活性化については、町の中心地である小松地域のにぎわいの核となる地域振興拠点施設の整備を着実に推進してまいります。また、令和5年度に中心市街地まちづくり計画に掲げる基本施策等に基づき策定した立地適正化計画の具体的取組を進めるとともに、都市計画マスタープランの見直しを進めてまいります。

幹線道路ネットワークの整備促進については、国道287号米沢長井道路の川西バイパス及び米沢川西バイパスの早期開通に向けて、関係市町、団体とともに、国や県に対し要望活動を行ってまいります。

生活道路等の整備については、計画的な補修等を実施し機能維持を図るとともに、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画に沿って、継続して修繕整備に取り組んでまいります。

河川管理、整備については、令和4年8月の豪雨災害を受けて策定された国・県・沿線市町が連携して取り組む最上川上流（置賜地域）緊急治水プロジェクトに即し、準用河川山口沢川及び万福寺川等の治水対策に引き続き取り組んでまいります。

公共交通確保については、生活交通として定着しているデマンド型乗合交通の一層の充実に向け、調査研究を進めてまいります。JR米坂線については、早期の全線復旧を強く求め

ていくとともに、山形鉄道フラワー長井線については、県と沿線市町が協調し、利用拡大と運行支援に取り組んでまいります。また、広域的な公共交通の課題については、県や関係市町と検討を進めてまいります。

防災体制の充実については、豪雨災害など激甚化する自然災害を教訓に、地図情報システムの導入による発災時の対応力向上、実践的な行動の習熟に向け、自主防災組織並びに関係機関との連携を強化し、体制整備を図ってまいります。あわせて、防災備蓄品や避難資機材の拡充を図るとともに、防災士等の養成支援に努めてまいります。

また、消防団については、消防団組織の再編による組織体制の確立と車両化による機動力強化に努めてまいります。さらに、消防団、置賜広域行政事務組合川西消防署との連携を密にし、町民の安全・安心を確保してまいります。

安心な生活環境づくりの推進では、町民生活安全推進大会の開催を継続し、町民の防犯、安全に対する意識の啓発と活動の強化を図るとともに、各年代層に対応した交通安全事業を推進してまいります。

また、運転免許証自主返納支援事業を継続し、公共交通機関の利用券等を交付することで、高齢者等の自動車運転による事故の防止を図ってまいります。

空き家対策については、空家除却支援事業により空き家の適正な管理の推進を図ってまいります。また、実態調査を基に、所有者の意向に基づいた情報の提供、指導等を徹底し、危険空き家の解消、発生防止に取り組んでまいります。

「挑戦する」まちをつくる。

住む人と事業所、行政等が一緒になって「挑戦する」機運や「挑戦できる」環境を醸成することで、暮らしの経済活動が活発に営まれ、地域の活気とにぎわいに満ちたまちづくりを目指してまいります。

豊かさをもたらす強い農業づくりでは、川西町農業振興マスタープランに基づき、関係機関との連携等により、着実な展開を図ってまいります。

本町の基幹作物である米生産については、県産米ブランド化の推進戦略を踏まえ、「はえぬき」や「つや姫」「雪若丸」の生産振興を図るとともに、米価安定のため、需要に応じた生産の目安をオール川西で推進してまいります。

また、有機農業の推進に継続して取り組み、「農」「食」「学」の3本柱を軸に、環境保全と健康長寿社会を実現するため、命と環境を守る有機農業などの持続可能な農業を推進してまいります。

園芸振興については、重点推進作物であるエダマメ、アスパラガス、ダリアの積極的な生産振興を図るとともに、多品目化への発展を支援してまいります。

畜産振興については、米沢牛の主産地としての地域内一貫生産体制を構築し、黒毛和牛の生産増頭に向けた取組を強化し、さらなる産地確立を目指してまいります。

安全・安心な農畜産物の生産、販売については、国際水準GAP等の認証取得を積極的に推進するほか、持続可能な農業の実現に向け、環境に配慮した有機農産物の生産拡大を目指してまいります。

担い手の確保、育成及び農用地の利用集積については、地域計画策定に向けた地域の協議を踏まえ、農地中間管理事業等を活用した中心経営体への面的集積を推進し、効率的な農業経営を目指すとともに、新規就農者への支援、集落営農組織、法人化への指導、助言を引き続き進めてまいります。

農地等の整備については、大塚西部地区や中大塚地区の基盤整備事業の推進と併せて、上萩野地区の農業用施設の改修事業を継続し、農地の大区画化、用排水機能等の基盤整備により、生産効率の向上と経営基盤の強化を支援してまいります。

豪雨による甚大な被害を受けた農業用施設について、災害復旧事業や防災重点農業用ため池緊急整備事業に取り組み、農業経営の安定化と併せ、住民の防災・減災対策を強化してまいります。

相互に連携する産業づくりについては、農業を基軸としながら、商工業及び観光など産業面の連携を図り、あわせて、デジタル地域通貨を活用した地域のDX化を進め、地域経済の活性化を目指してまいります。

商工業の進行については、積極的に町内の事業所を訪問し、情報収集と国・県等の必要な情報の発信を行うとともに、商工会や金融機関等との連携を強化し、経営改革指導等への支援を継続するとともに、観光協会や、かわにし森のマルシェと連携しながら、商品開発や販路拡大の取組を支援してまいります。

多様な仕事を生み出す戦略づくりについては、県及び関係機関と連携を図りながら、企業誘致を推進してまいります。さらに、町内事業者の新たなチャレンジを支援するとともに、創業支援事業計画に基づき、創業希望者、起業者の支援に継続して取り組んでまいります。

6次産業化については、かわにし森のマルシェと連携し、実践者の拡大を図りながら、農産物の高付加価値化や販路拡大等への支援を行ってまいります。

雇用対策については、川西町雇用対策連絡会議の開催など、関係機関等と連携し、情報共

有や支援情報の提供を行い、安定した雇用機会の確保に取り組んでまいります。

ふれあいの丘機能充実については、ダリヤ園、浴浴センター及びパークゴルフ場の施設機能と連協強化により、町民の福祉の向上と地域間交流の拡大を図ってまいります。特に川西ダリヤ園においては、ダリア栽培の技術向上や新品種の開発に引き続き取り組むとともに、イベント開催時等、来園者の増加が見込まれる際には、臨時駐車場等を設け、無料送迎車を運行するなど、来園者の利便性の向上を図り、ダリアの町としての魅力を町内外に発信してまいります。

効果的な観光情報発信の強化については、公式ホームページやSNS等の有効活用による情報提供を強化するとともに、来町者自らが本町の魅力を発信する仕掛けづくりなど、充実した観光情報の発信を行ってまいります。

行財政改革の推進については、第2次経営改革プランに基づき、コンパクトな経営体の転換を図るため、職員一人一人の人材育成とともに、業務プロセスの見直しや多様な任用制度を活用した適任適所の運用、DX化による職員リソースシフトを推進し、多様化する町民ニーズに応えながら、職員にとって健康で働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。

あわせて、自治体DX推進計画に基づいて、マイナンバーカードを活用した利用者中心の行政サービスを提供するとともに、DX化による地域課題の解決に向けて調査研究を進めてまいります。

結びに、私は、平成16年4月に川西町町長選挙初当選以来、5期20年間、町政運営に携わり、4月28日に退任いたします。1期ごと政策を掲げ、町民の皆様の審判を仰ぎながら、誠心誠意町長の重責を務めてまいりました。20年という長きにわたり、ご支援ご協力を賜りました町民の皆様、議会議員の皆様、国・県及び各種団体や事業者の皆様、そして、苦労を分かち合ってきた職員の皆さんなど、全ての皆様に心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

私は、初当選以来、「町民が主役」を町政運営の信条としながら、平成16年6月、川西町まちづくり基本条例を議会で議決いただき、町民と町が情報の共有を図りながら、協働のまちづくりを進めてまいりました。

当時、本町は、国が進める三位一体改革により未曾有の財政危機に直面し、その立て直しを図ることが急務であり、全ての事業をゼロベースで見直すとともに、職員給与の独自削減を実施するなど、行財政改革を断行いたしました。あわせて、国は、平成の市町村合併を強力に推進しましたが、私は、市町村合併の有無にかかわらず、まちづくりは自主自立の地域

づくりが基本であると考え、小学校区を単位とする地域分権に取り組んでまいりました。各地区でけんけんがくがくの議論を重ねていただきながら地区計画を策定、地域づくり経営母体が地域課題を克服するため各種事業に取り組み、今日に至っております。現在も種々地域課題はありますが、本町の地域づくりの取組は全国的にも高く評価されており、私の誇りとするところでもあります。

川西町議会においては、平成25年5月、川西町議会基本条例を制定、毎年町民との意見交換会を開催しながら、町に対し政策提言を提出するなど、町民に開かれた議会、議会の活性化に積極的に取り組まれてこられました。これら議会活動は議会だよりを通して広く広報されていますが、その川西町議会だよりが全国コンクールで連続入賞されるなど高く評価されています。私は、町や議会の立つ位置は違うものの、町民生活の安定や福祉増進、町政の発展を目指す方向性は同じであると思っております。川西町議会の今後ますますのご発展をご祈念申し上げます。

私は、今年1年の思いを色紙に書く依頼を受け、「希望」と書きました。世界では理不尽な武力衝突や民族紛争が続き、多くの人々に命の危機が迫っています。また、温暖化による気候変動は深刻さを増し、能登半島地震や豪雨災害など自然災害の脅威が高まっております。一方、日本は、人口減少、少子高齢化の出口を見いだせず、また、政治経済状況の先行きも不透明であります。このように社会全体が不安定な状況だからこそ、私は、希望を持ち続けようと働きかけていきたいとの思いを込め、書きました。どんな過酷な環境に置かれても、私たちは、希望の灯をともし続けていけば、前に進むことができると信じております。駅伝ランナーのように与えられた使命に全力を尽くし、希望のたすきを次のランナーに託していきたいと思っております。長い間、本当にありがとうございました。

以上、町政全般にわたり所信を述べさせていただき、川西町の限りない発展を願いながら、議員の皆様や町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。ありがとうございました。

---

◎議第14号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について

◎議第17号 川西町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第23号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

て

◎議第 3号 令和5年度川西町一般会計補正予算（第7号）

◎議第 4号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第2号）

◎議第 5号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第  
2号）

◎議第 6号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）

◎議第 7号 令和6年度川西町一般会計予算

◎議第 8号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計予算

◎議第 9号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計予算

◎議第10号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計予算

◎議第11号 令和6年度川西町水道事業会計予算

◎議第12号 令和6年度川西町下水道事業会計予算

◎議第13号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計予算

○議長 日程第14、議第14号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてから日程第27、議第13号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計予算までの14議案を議事の都合により、一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長原田俊二君。

○町長 議第14号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、提案を申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、関係条例を改正するため、提案するものであります。

内容につきまして奥村総務課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 奥村総務課長。

○総務課長 それでは、命によりまして、議第14号 川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、ご説明を申し上げます。

川西町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

まず、第1条関係でございますが、第1条で改正をいたしますのは、川西町会計年度任用



職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。

続いて、第2条関係でございますが、この中では、川西町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、第3条でございますが、川西町監査の執行に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上の3つの条例の改正につきまして、附則としまして、令和6年4月1日から施行するものでございます。

本日付、町長名でございます。

具体的な改正の内容については、別の概要で説明を申し上げます。

議第14号資料でございます。

まず、改正の趣旨でございますが、今回改正する3つの条例につきましては、全て地方自治法の一部改正に伴い、改正をするものでございます。

改正の内容でございます。

まず、第1条での改正内容になりますが、会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったところでございますが、本町といたしましても、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、改正をするものでございます。

(2)でございますが、これは第2条関係でございます。育児休業中の会計年度任用職員につきましても、一般の職員と同様に勤勉手当の支給を可能とするものでございます。

次に、(3)でございますが、これは監査関係の条例でございますが、引用する条項の条ずれがございますので、それに伴い、改正を行うものでございます。

以上、3つの条例につきまして、令和6年4月1日から適用するものでございます。

なお、第1条関係の会計年度任用職員に対する勤勉手当等の支給率につきましては、下のほうに記載をしておりますが、これまで期末手当のほうは支給しておりますが、新たに、中段部分でございますが、勤勉手当を支給するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長 町長。

○町長 続きまして、議第17号 川西町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、体育施設の使用料の見直し並びに町営相撲場及び町営テニスコートを廃止するため、提案するものであります。

内容につきまして金子教育文化課長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 金子教育文化課長。

○教育文化課長 それでは、命によりまして、私より、議第17号 川西町体育施設条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本条例の改正理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

本日付、町長名でございます。

詳細については、別紙資料によりご説明を申し上げます。

改正の趣旨でございますが、体育施設の使用料につきまして、近隣市町の類似施設とも比較した上で料金設定を見直すとともに、町営相撲場及び町営テニス場を廃止するものでございます。

具体的な改正の内容は、2でお示しをしております。

初めに、(1)使用料の改定でございます。①現在、3つの時間帯に分けて使用料を設定しております。1つは、日中、朝の9時から夕方の5時まで、もう一つは、夕方の5時から夕方の7時まで、もう一つは、夕方の7時から夕方の9時までというふうに、3つの時間帯に分けて、それぞれ1時間単位で設定をしているものでございますが、これを日中料金に統一するものでございます。

次に、②体育館の使用料金、こちらを現在分けて設定しておりますが、これを照明料金込みの使用料ということで整理をするものでございます。

次に、③体育館の使用におきまして、使用者が町内か町外かで現在使用料を分けてございますが、こちらを町内使用料に統一するものでございます。

次に、④附属施設設備ということで、現在、体育館にある設備も、ものによって単価を決めまして貸出しをしているわけなんです、現在もうすでにない設備でありましたり、使用実績のない設備もございますので、そちらを今回、整理をして行うものでございます。

次に、(2)町営相撲場及び町営テニス場の規定削除ということで、町営相撲場につきましては、令和4年に施設そのものを取り壊し、撤去をしております。町営テニス場につきましても、現在利用してございませんので、こちらのほうの使用料も含め、規定から削除するものでございます。

3番目、施行期日等でございますが、(1)令和6年4月1日から施行するものでございます。(2)改正前に承認を受けた使用料の額は、なお従前の例によるということにさせていただきます。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 議第23号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案を申し上げます。

提案理由につきましては、介護保険法の改正及び第10次川西町高齢者保健福祉計画、第9期川西町介護保険事業計画の策定に伴い、本条例を改正するため、提案するものであります。

内容につきまして原田福祉介護課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 原田福祉介護課長。

○福祉介護課長 命によりまして、議第23号 川西町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げたとおりでございます。本日付、町長名でございます。

この条例の概要につきましては、別資料にてご説明を申し上げます。

議第23号資料をご覧いただきたいと思ひます。

改正の趣旨。

介護保険法の改正及び第10次川西町高齢者保健福祉計画、第9期川西町介護保険事業計画の策定に伴い、本条例を改正するものでございます。

2の改正の内容でございます。

(1) 法改正により所得階層別保険料の第9段階を第9段階から第13段階へ多段化するものでございまして、第9期計画の策定に伴い、保険料の基準額、これは第5段階になっておりますが、を改定させていただくとともに、各段階における保険料の改定を行うものでございます。

この下の表をご覧いただきたいと思ひます。

改正前につきましては、1から9段階がございまして、これが右側にまいりまして、改正後については13段階というふうになります。基準額につきましては、この第5段階でございます。改正前が7万800円がございましたが、これが改正後には7万2,000円とさせていただきますというものが内容でございます。この保険料につきましては、年額でございまして、月では5,900円が6,000円にさせていただきますというような内容でございます。

(2) のご説明をさせていただきます。

保険料の第1段階から第3段階までの減額賦課の額を引き下げるものでございます。附則第14条関係でございますが、下の表をご覧くださいと思います。この表につきましては、第1段階から第3段階まで記載させていただいておりますが、これは上の表とリンクするものでございます。例えば第1段階が、改正前が3万5,400円でございますが、2万1,240円と。同じように改正後につきましては、3万2,500円が2万520円に引き下げるというものでございます。

3の施行期日等でございます。(1)令和6年4月1日から施行する。(2)改正後の規定は令和6年度以降の年度分における保険料率について運用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例によるというような内容でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 町長。

○町長 議題3号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第7号)をご提案申し上げます。

令和5年度川西町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,040万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ予算の総額を歳入歳出それぞれ124億8,423万2,000円とするものであります。

以下、内容につきまして坂野財政課長から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 命によりまして、私から、議題3号 令和5年度川西町一般会計補正予算(第7号)について、ご説明申し上げます。

令和5年度川西町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加、変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月1日提出、町長名でございます。

それでは、先に第2表からご説明を申し上げます。

第2表、繰越明許費でございます。

予算の款、項、事業名並びに金額、この金額につきましては、繰越しの上限となる額でございます。

2款1項、事業名、羽前小松駅空地整備事業、金額259万8,000円。以下、12の事業で合計1億9,026万7,000円の設定を行うものでございます。

続いて、第3表でございます。追加と変更がございます。

まず、追加が1件、起債の目的、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業、限度額は1,660万円でございます。これは、ため池総合整備事業の設定でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、ここに表示してあるとおりでございます。

続いて、変更が3件ございます。

まず1つ目、公共事業等、補正後の限度額は2,280万円、1,280万円の増額でございます。

続いて、災害復旧事業、補正後の限度額は9,660万円、3,050万円の増額でございます。

続いて、過疎対策事業、補正後の限度額は9億5,370万円、130万円の増額でございます。

合計、補正後の限度額として14億9,472万4,000円となります。

なお、第1表関係につきましては、別紙の資料でご説明を申し上げます。

一般会計補正予算（第7号）の概要でございます。

先に、歳出であります。性質別に区分して、主な内容をご説明申し上げます。

まず、ナンバー1、補助費等、補正額は1億1,019万2,000円の減額でございます。主なものであります。広域病院運営事業、置賜広域病院企業団負担金として1億2,859万円の減額、これは負担金の確定によるものでございます。その下になります。水道事業会計支援事業、水道事業会計補助金として789万3,000円の減額などがございます。

続いて、ナンバー2、物件費であります。補正額250万円の増額でございます。主なものとして、戸籍電算化システム整備事業、システム改修委託料等といたしまして220万円の増額。

続いて、ナンバー3、普通建設事業費（補助）補正額435万7,000円の増額。産地生産基盤パワーアップ事業、農業施設等整備補助金の増額でございます。

続いて、ナンバー4、普通建設事業費（単独）191万8,000円の増額でございます。主なもの

のでありますが、羽前小松駅前空地整備事業、側溝整備等工事請負費として136万6,000円の増額などがございます。

ナンバー5、普通建設事業費（県負担金）2,990万7,000円の増額。このうち主なものといたしまして、ため池総合整備（間坂）地区であります。この負担金963万4,000円の増額。その下、水利施設整備（上萩野）地区、こちらの負担金900万円の増額などがございます。

続いて、ナンバー6、災害復旧事業費（補助）443万円の増額。農業施設災害復旧事業、米沢平野土地改良区補助金の増額でございます。

続いて、ナンバー7、災害復旧事業費（単独）4,164万円の増額。このうち農業施設災害復旧事業、工事請負費といたしまして2,367万1,000円の増額などがございます。

ナンバー8、繰出金496万1,000円の減額。国民健康保険事業特別会計繰出金329万3,000円の減額などがございます。

歳出合計3,040万1,000円の減額。

続いて、歳入でございますが、ナンバー1、地方交付税985万2,000円の減額。これは普通交付税の確定によるものがございます。

続いて、ナンバー2、国庫支出金730万7,000円の増額。主なものといたしまして、社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金220万円の増額、農業用施設災害復旧費国庫補助金443万円の増額などがございます。

続いて、ナンバー3、県支出金847万円の増額。このうち主なものといたしまして、畑地化促進事業費県補助金771万8,000円の増額などがございます。

続いて、ナンバー4、寄附金30万円の増額。これは小松小学校の片倉校長先生よりご寄附を頂いたものでありまして、歳出において小松小学校の陸上のユニフォームの購入に充てる予定でございます。

続いて、ナンバー5、繰入金9,782万6,000円の減額。これは財政調整基金からの繰入金の減額でございます。

続いて、ナンバー6、町債6,120万円の増額。主な内容に記載しております、それぞれの事業債の増額でございます。

歳入合計3,040万1,000円の減額。

表の下になりますが、この補正後の財政調整基金残高5億7,020万3,000円となりまして、令和5年度の標準財政規模に占める割合は8.5%となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長 ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時ちょうどいたします。

(午前11時46分)

---

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

---

○議長 町長原田俊二君。

○町長 議第4号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)をご提案申し上げます。

令和5年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億4,295万3,000円とするものでございます。

以下、内容につきまして近住民課長から説明をさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、議第4号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明申し上げます。

令和5年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、概要書によりご説明させていただきます。

議第4号資料、1、歳出につきましては、2款保険給付費、補正額は5,000万円です。療養給付費不足のための増額になります。

2、歳入につきましては、1款国民健康保険税、補正額170万7,000円の減額であります。医療給付費分現年課税分で279万4,000円の減額です。後期高齢者支援金分現年課税分108万7,000円の増額でございます。

4款県支出金5,000万円の増額です。こちらは普通交付金でございます。

6款繰入金170万7,000円の増額です。主なもののみ申し上げます。一番上になりますが、保険基盤安定繰入金の額の確定による減額で429万5,000円でございます。2つ下になります。財政安定化支援事業繰入金の額の確定による増額で124万円でございます。2つ下になります。国保保険給付基金繰入金で500万円でございます。

歳入の合計額は5,000万円の増額でございます。

なお、表の下に記載しておりますが、補正後の保険給付基金残高は6,473万6,000円となります。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長 町長。

○町長 議第5号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をご提案申し上げます。

令和5年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正であります。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,947万6,000円とするものであります。

以下、内容につきまして近住民課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 近住民課長。

○住民課長 命によりまして、議第5号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

令和5年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳



出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、概要書によりご説明申し上げます。

議第5号資料でございます。

1、歳出につきましては、2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額は166万8,000円の減額です。納付金の額の確定によるものでございます。

2、歳入につきましては、4款繰入金で、補正額は166万8,000円の減額です。繰入金の額の確定による減額でございます。

歳入歳出それぞれ166万8,000円の減額でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 議第6号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）をご提案申し上げます。

第1条、令和5年度川西町水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、以下、内容につきまして大河原地域整備課長から説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 命によりまして、私より、議第6号 令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

第1条は町長が申しあげましたので、割愛させていただきます。

第2条、令和5年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

収入でございます。

第1款水道事業収益4億6,881万円、7万4,000円の増額、4億6,888万4,000円の計でございます。

第2項営業外収益2,592万9,000円、7万4,000円の増額、2,600万3,000円の計でございます。

続いて、支出でございます。

第1款水道事業費4億5,728万7,000円、200万円の増額、4億5,928万7,000円の計ござ

います。

第1項営業費用4億2,456万4,000円、200万円の増額、4億2,656万4,000円の計でございます。

第3条、予算第4条本文中「資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億3,931万3,000円は、消費税資本的収支調整額1,125万2,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億2,806万1,000円で補填するものとする」を「資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億3,578万4,000円は、消費税資本的収支調整額1,873万7,000円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金1億1,704万7,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございます。

第1款資本的収入1億3,660万2,000円、3,913万3,000円の増額、1億7,573万5,000円の計でございます。

第1項企業債8,460万円、2,510万円の増額、1億970万円の計。

第6項補助金5,200万円、1,403万3,000円の増額、6,603万3,000円の計でございます。

支出でございます。

第1款資本的支出2億7,591万5,000円、3,560万4,000円の増額、3億1,151万9,000円の計でございます。

第1項建設改良費1億2,378万8,000円、3,560万4,000円の増額、1億5,939万2,000円の計でございます。

第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおりと改めるものであります。

水道事業債8,460万円、2,510万円の増額、1億970万円の計でございます。

本日付提出、町長名でございます。

詳細につきましては、概要によりご説明申し上げます。

議第6号資料、令和5年度川西町水道事業会計補正予算（第4号）の概要でございます。

収益的収入でございます。

1款水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計負担金7万4,000円の増額であります。こちらは物価高騰対策の額の確定の増額でございます。

続いて、収益的支出でございます。

1款水道事業費、1項営業費用、3目配水及び給水200万円の増額でございます。委託料の増額でございます。

続いて、資本的収入でございます。

1 款資本的収入3,913万3,000円、1 項企業債、1 目企業債2,510万円。こちらにつきましては、県道口田沢川西線の配水管更新工事ということで4,510万円、また、その他工事の工事請負費の確定、精算のため、2,000万円の減額でございます。

続いて、6 項補助金、1 目補助金1,403万3,000円の増額でございます。内容につきましては、県道口田沢川西線の配水管更新工事で2,200万円の増額、また、正安寺配水池の仮応急工事関係の額の確定により、796万7,000円を減額するものでございます。

続いて、資本的支出。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水設備改良費3,560万4,000円の増額でございます。

内容につきましては、県道口田沢川西線の配水管更新工事、こちら6,710万円の増額、また、287号バイパス水管橋工事ほか、その他工事の精査によりまして、3,149万6,000円の減額という中身になっております。

説明については以上でございます。

○議長 町長。

○町長 議第7号 令和6年度川西町一般会計予算、議第8号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計予算、議第10号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計予算、議第11号 令和6年度川西町水道事業会計予算、議第12号 令和6年度川西町下水道事業会計予算、議第13号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計予算、以上、令和6年度7会計予算を一括して提案をいたしますので、ご審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

各予算の概要につきましては鈴木副町長に説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○副町長 それでは、命によりまして、議第7号 令和6年度川西町一般会計予算から議第13号 令和6年度川西町農業集落排水事業会計予算までの7議案について、一般会計・特別会計予算案の概要によりご説明申し上げます。

なお、予算額等については、細部にわたる説明を省略させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

(副町長、予算案の概要説明)

○議長 一括議題としました14議案の説明が終了いたしました。

なお、一括議題の総括質疑並びに委員会付託の採決につきましては、議事日程の都合上、第5日目、3月5日の本会議で行います。

---

◎請願第1号 川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての  
請願

○議長 日程第28、請願の付託を行います。

今回受理いたしました請願は1件であります。

請願第1号 川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての請願。

紹介議員の説明を求めます。

紹介議員鈴木孝之君。

鈴木孝之君。

○2番 2番鈴木孝之です。

請願文書表につきまして、朗読をもって説明をさせていただきます。

請願第1号、令和6年2月16日受付であります。

件名につきましては、川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての請願。

請願の趣旨は別紙でございます。

請願者、川西町大字上小松2820-13。

川西町にぎわいづくり検討委員会有志の会代表、佐藤千恵美。

紹介議員は私でございます。

所管委員会につきましては、総務文教常任委員会にお願いをいたします。

川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての請願。

紹介議員、鈴木孝之。

令和6年2月16日。

請願者については、先ほどと同じ中身でございます。

川西まちなかテラスに関する町民の意見反映についての請願。

私たちは、川西町の活性化と発展を目指し、川西町ににぎわいづくり検討委員会有志の会（以下「有志の会」と称する）として以下の内容を請願いたします。

1、川西町にぎわいづくり検討委員会の意見を尊重し適切に反映していただくこと。

人口減少が進む中、新たなにぎわいづくり施設の建設は川西町の将来に向けて重要であり、行政だけでなく町民が積極的に関わることにより共に地域社会を活性化させるための施策を

検討していくことが必要です。しかし現状、町民から構成される川西町にぎわいづくり検討委員会の意見が適切に反映されていないと感じます。提案を真摯に受け止め、適切に考慮・反映されることを強く望みます。

2、意思決定プロセスの情報公開を行い、透明性を確保すること。

川西町にぎわいづくり検討委員会で出された意見がその後どのように生かされているのが不明のため、不信感が募っている委員もおります。意思決定の過程を適切に説明し、理解を得る努力を行うことを求めます。

添付書類につきましては、請願の詳細、それから署名簿。

川西町の未来を共に築くために、以上の要望を真摯に検討していただきますようお願い申し上げます。

以上。

ということで、委員の皆様には慎重審議いただきまして、この請願が採択いただきますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長 本請願は総務文教常任委員会に付託いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定しました全日程を終了いたしました。

なお、一般社団法人山形県建設業協会会長、太田政往氏より、令和5年度要望書。福岡県行橋市、小坪慎也氏より、年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情。沖縄に応答する会代表、漆山ひとみ氏より、地方自治と沖縄の自己決定権を尊重し沖縄県との十分な対話で基地問題の解決に臨むことを国に求める意見書に関する陳情。政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める山形県民の会代表、小林秀一氏より、政党機関紙の庁舎内勧誘行為の実態調査を求める陳情がお手元に配付のとおり提出されておりますので、ご覧ください。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 1時38分)